

持続可能な財政運営を目指して！

本市は、平成１７年度に「相生市財政ＳＯＳ宣言」を発し、平成１８年度から５年間の第１次行財政健全化期間において約２７億円の削減効果を生み出しました。これを受け、平成２３年度から５年間の第２次行財政健全化では「子育て応援都市」を宣言し、『１１の鍵』からなる先駆的な子育て・定住促進施策の実施により、その成果が出始めています。

しかしながら、本市を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しく、新たに建設した文化会館（なぎさホール）の起債償還等も必要であることから、今後の財政運営は一層の選択と集中を行っていく必要があります。

そこで、平成２８年度から５年間の行財政運営の指針となる『第３期相生市行財政健全化計画』を策定しました。

持続可能な財政運営の実現に向けまして、市民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

相生市長 **谷口 芳紀**

【裏面における用語説明】

用 語	説 明
起債、地方債	公共施設や道路の整備などに対しての借入れ
財政調整基金	財政運営を行うための貯金
プライマリーバランス	借金や貯金に頼らず行政サービスを実施できているかを表す指標
義務的経費	支出が法令などで義務づけられた経費（人件費・扶助費・公債費）
裁量的経費	政策により柔軟に縮減できる裁量性の高い経費
一般財源	使途が特定されず、市の裁量によって使用できる財源
普通建設事業費	道路、橋、公園、学校など公共施設の建設事業に要する経費
公債費	市の借入金返済に要する経費（元金・利子）
特定目的基金	特定の事業の財源とするための貯金

詳細は下記ホームページをご覧ください。

<http://www.city.aioi.lg.jp/soshiki/kikakukoho/kikaku69.html>

【お問い合わせ先】 財政課財政係 ☎０７９１－２３－７１２７

第3期相生市行財政健全化計画(概要版)

目標 1	第5次相生市 総合計画の 積極的な推進	総合計画では、「いのち輝き 絆でつなぐ あいのまち」を将来像として、魅力ある活気に満ちたまちづくりを推進することにより、次代に引き継ぐ、持続可能な定住性の高いまちを目指します。 この将来像を実現するため、これまでの「地域力」、「組織力」の向上への取り組みを継続しながら、各種施策・事業を着実に実施します。																		
目標 2	地域創生による 相生市の 活性化の推進	「まち・ひと・しごと」の創生による人口減少対策を重要課題として、地域創生総合戦略を推進することにより、未来が維持できる人口構成を目指します。 第2期計画における活性化事業については、見直しを図りながら継続し、また、人口減少の抑制及び人口の増加につながる新たな施策を実施します。																		
目標 3	次代に負担を 先送りしない 持続可能な 財政運営	歳入が減少する中で、限られた財源を有効に活用し、事業の選択と集中による歳出管理を行い、起債の抑制や財政調整基金からの繰入を抑えることで、次代に負担を先送りすることのない、堅実で持続可能な財政運営を行います。 そのためには、計画期間の5年間で5億円の財源を捻出することとし、『計画最終年度の平成32年度末における財政調整基金残高を10億円確保』、『プライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字化』を図ります。																		
①緊急予算 規模削減対策 ◎各部課は、毎年、前年度対比で義務的な経費を除く裁量的経費を1%以上削減（一般財源ベース）する。 ◎重点的に予算の削減を図るための事業を選び、この事業については縮小又は廃止を行い、予算総額の縮減を図る。			②普通建設 事業費等の 削減・平準化 ◎一般財源に依存した普通建設事業については、必要性、緊急性、住民満足度などに加え、特定財源の確保も含め、その優先順位を決定する。			③社会資本の 適正な維持 管理の推進 ◎公共施設等の老朽化対策については、将来の人口減少社会を見据え、統廃合及び複合化など、あらゆる可能性を検討し、施設総量の管理などにより事務費の縮減や平準化を図る。 ◎道路橋梁、下水道施設等の長寿命化については、長寿命化計画等に基づき事務量の縮減や平準化を図る。 ◎市庁舎については、建設基金を創設し、庁舎建設に向けた取組みを推進する。			④人件費の抑制 ◎職員数は、第5次定員適正化計画に基づき、計画的な採用、再任用職員等の構成を勘案しながら人件費の抑制を図る。 ◎臨時職員等は、事務量や勤務状況などから検討を加える。 ◎常勤及び非常勤の特別職の報酬等については、特別職報酬等審議会の答申を尊重し、あり方を検討する。			⑤地方債の 発行抑制 ◎毎年度の地方債の発行額は、災害など特別な事情がある場合を除き、その年度の公債費の元金償還額以下に抑制する。			⑥使用料など の公共料金の 見直し ◎消費税10%への移行に合わせ、その影響を検証し、公共施設の使用料等のあり方について、「使用料及び手数料の設定基準」を策定し、受益と負担の適正化を目指す。			⑦特定目的 基金の運用 見直し ◎特定目的基金のうち、運用益である預金利子等を財源として実施する事業について、原資についても充当することとし、一般財源による充当を抑制する。		

平成28年度～平成32年度（中間年の平成30年度見直し）

地域創生によるまちづくりと持続可能な財政運営の両立